

中間検査を行う特定工程の変更及び対象建築物の拡大等について

平成19年5月18日

主な改正事項

1 特定工程の変更

- ・鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程を変更します。
- ・鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程において、プレキャスト鉄筋コンクリート造の規定を追加します。

2 対象建築物の拡大

- ・国、県等の建築物について中間検査の対象に追加します。

3 その他

- ・改正後の建築基準法(第7条の3第1項第1号)で規定する特定工程を対象から除外します。
- ・認証を受けた型式部材等の製造者により製造又は新築される建築物を対象から除外します。

1 改正の概要

(1) 中間検査の対象となる建築物

	民間建築物等
県指定	<ul style="list-style-type: none">・法別表第一(一)の項から(四)の項までの(い)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上の建築物のうち新たに建築するもの・共同住宅の用途に供する部分を含み、かつ、地階を除く階数が3以上の建築物のうち新たに建築するもの



	民間建築物等	国、県の建築物等
法規定	・階数が3以上である共同住宅での床及びはりに鉄筋を配置するもの [鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造]	
県指定	<ul style="list-style-type: none">・法別表第一(一)の項から(四)の項までの(い)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上の建築物のうち新たに建築するもの(法規定に該当するものを除く。)・階数が3以上の共同住宅のうち新たに建築するもの(法規定に該当するものを除く。) [木造又は鉄骨造等]	

(2) 指定する特定工程及び特定工程後の工程

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
県指定	ア 木造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く。)
	イ 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く。)
	ウ 鉄筋コンクリート造	基礎(杭基礎等の部分を除く。)及び地中梁の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
	エ 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分及び配筋を覆うコンクリートを打設する工事



	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
法規定	<u>鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</u>	<u>2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事</u>	<u>2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事</u>
県指定	ア 木造	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く。)
	イ 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分である鉄骨造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く。)
	ウ 鉄筋コンクリート造	<u>2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置(プレキャストコンクリート部材にあつては床版を接合)する工事</u>	<u>2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋(プレキャストコンクリート部材にあつては床版の接合部)をコンクリートその他これに類するもので覆う工事</u>
	エ 鉄骨鉄筋コンクリート造	<u>2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事</u>	<u>2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事</u>

2 改正の理由

(1) 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程の変更

- ・「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)」により、建築基準法(以下「法」という。)の一部が改正され、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で3階以上の共同住宅について中間検査が義務化されました。
- ・県が指定する鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程を法(改正後の施行令第11条及び第12条)で規定する工程に合わせるために変更するものです。

(公布日)平成18年6月21日

(施行日)平成19年6月20日

(2) プレキャスト鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程の追加

- ・(1)鉄筋コンクリート造の特定工程及び特定工程後の工程を変更することに伴い、プレキャスト鉄筋コンクリート造について別に工程を定める必要が生じるために規定するものです。

(3) 国、県等の建築物に係る中間検査対象の追加

- ・「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)」により、建築基準法の一部が改正され、構造に係る審査が省略されていた国、県又は建築主事を置く市町村長が建築等する建築物についても構造に係る審査が必要となり、法で義務化される中間検査の対象となることから、県が指定する中間検査についても対象として追加するものです。

3 施行予定日

平成19年6月20日(水)

施行日以後に確認の申請書及び計画の通知(変更を除く。)を提出する建築物について適用します。施行日前に確認の申請書を提出する建築物については、なお従前の例によります。